

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日と
おとし
る)

目次

- ◆ 告 示 字の区域の変更
 - 入会林野整備計画の認可 (二件)
 - 鳥獣保護区の設定
 - 保安林の指定の解除
 - 土地改良法による換地処分
 - 土地改良事業の認可 (三件)
- 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会委員の選挙に係る選挙人名簿の修正

告 示

鳥取県告示第九百七十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東郷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による花見東郷第二工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和四十八年十月一日現在の地番による。)
大字長江字巖崎	大字長江字巖崎のうち三三三の一の一部、三三六の一部、三三七の一、三三七の二、三三九の二の一部、三四〇の一の一部、三四〇の二、三四一の一部、三四二の三の一部、三四三の一部、三四四の一部、三四五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字長江字六ノ坪三四六の一の一部、三四六の七及びこれらと一体をなす国有地並びに大字長江字沖代々五一四の一部及び五一五の一部
大字長江字六ノ坪	大字長江字巖崎三二三の一の一部、三四三から三四五までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字長江字六ノ坪のうち三四六の一の一部、三四六の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字長江字六反田	大字長江字六反田のうち四四一の三、四四二の三、四四二の四、四四三の四から四四三の六まで、四四四の三、四四四の四、四四五の三及びこれらと一体をなす国有地並びに四四五の二から四五〇までと一体をなす国有地以外の区域

大字長江字葛蒲田	<p>大字長江字葛蒲田四五一の一、四五二の一、四五三の一、四五三の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字長江字銅木	<p>大字長江字銅木のうち四五五から四五六の二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字長江字代々	<p>大字長江字暇崎三四〇の一の一部、三四一の一部、三四二の三の一部、三四三から三四五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字長江字東代々五〇四から五〇六まで、五〇七から五一二の一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字長江字沖代々五二三の二の一部及び五一四の一部並びに大字長江字代々の全域</p>
大字長江字東代々	<p>大字長江字銅木四五五、四五六の一の一部、四五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字長江字東代々五〇七から五一二の一までの一部、五一二の二及びこれらと一体をなす国有地、大字長江字沖代々五二三の一から五一四までの一部、五一六の一部及び五一七の一部並びに大字長江字曲り田五二〇の一、五二〇の二の一部、五二〇の三、五二一の一、五二一の二の一部、五二一の三、五二二の一、五二二の二の一部、五二三の三、五二四の一から五二五の一までの一部、五二六の一の一部、五二七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字長江字沖代々	<p>一六八の一部、一七九の一から一八二まで、一八三の一部、一八四の一部、二二〇の六及びこれらと一体をなす国有地、大字長江字暇崎三三六の一部、三三七の一、三三七の二、三三九の二の一部、三四〇の一の一部及び三四〇の二、大字長江字沖代々五一三の一の一部及び五一四から五一八までの一部並びに大字長江字曲り田五二〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字長江字曲り田	<p>大字長江字葛蒲田四五四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字長江字銅木四五六の一の一部、四五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字長江字曲り田のうち五二〇の一、五二〇の二の一部、五二〇の三、五二一の一、五二二の二の一部、五二二の三、五二三の一、五二三の二の一部、五二三の三、五二四の一から五二五の二までの一部、五二六の一の一部、五二六の二の一部、五二七の二の一部、五二七の三の一部、五二八の一部、五二九の二の一部、五二九の三の一部、五三〇の一の一部、五三〇の二、五三一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字長江字戸崎五三四から五三六までの一部並びに大字長江字東大沢五五四の一部、五五五から五五八まで、五五九の二の一部、五六〇の二の一部、五六一の二の一部、五六二の二の一部、五六二の三の一部、五六三の二の一部、五六四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字長江字葛蒲田四五一の二の一部、四五二の二、四五	

大字長江字戸崎

の二、四五四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字長江字曲り田五二八の一部、五二九の二の一部、五二九の三の一部、五三〇の二の一部、五三〇の三、五三一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字長江字戸崎五三二の二から五三三の二まで、五三四の一部、五四三の二の一部、五四三の三、五四四の二、五四四の三、五四五の一部、五四七の三の一部、五四七の四、五四八の一部、五四九から五五〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地、大字長江字東大沢五五一の二、五五一の三の一部、五五一の四、五五三の二、五五三の三の一部、五五三の四、五五四の一部、五五九の二の一部、五五九の三、五五九の四、五五九の五の一部、五六〇の二の一部、五六〇の三、五六一の二の一部、五六一の三の一部、五六一の四、五六二の二の一部、五六二の三の一部、五六二の四、五六二の五の一部、五六二の六、五六三の一部、五六三の二の一部、五六三の三の一部、五六四の一部、五六五の一部、五六六の一部、五六七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字長江字中沢五八八の二の一部、五八九の二の一部、五九〇の二の一部、五九一の二の一部、五九二の二の一部、五九三の二の一部、五九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字長江字戸崎五四八の一部、大字長江字東大沢五五一の二の一部、五五二の三の一部、五五二の四、五五二の五の二の一部、五五三の二の一部、五五三の三の一部、五五九の二の一部、五五九の三の一部、五六〇

大字長江字東大沢

の二の一部、五六一の二の一部、五六二の三の一部、五六二の五の一部、五六三の二から五六四の一までの一部、五六四の二、五六四の三、五六五の二の一部、五六五の三、五六五の四、五六六の二、五六六の三、五六七の二の一部、五六七の三、五六七の四、五六八から五七六の一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字長江字中沢五八七の一部、五八八の一部、五八八の二、五八八の三、五八九の二の一部、五八九の三、五八九の四の一部、五九〇の二、五九〇の三、五九〇の四の一部、五九二の二、五九二の三、五九三の二、五九三の三、五九四の二の一部、五九四の三、五九四の四の一部、五九八から六〇六までの一部及びこれらと一体をなす国有地

大字長江字中沢

大字長江字東大沢五五二の一部、五五二の二の一部、五六八から五七六の一までの一部、五七七から五八五まで及びこれらと一体をなす国有地、大字長江字中沢五八六、五八七の一部、五九八から六〇六までの一部、六〇七から六一五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字長江字西沢六一六の一部、六三六の一部、六三七の一部、六四〇の一部、六四一の一部、六四三の一部、六四四の一部、六四七の一部、六四八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字門田字西沢二〇四の一部、二〇五の一部、二〇八、二〇九、二一〇の一部、二一一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字門田字東沢二二二の一部、二二三の一部、二二九の一部、二二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地

<p>大字門田字植木</p>	<p>大字長江字西沢</p>	
<p>大字門田字植木のうち二の一、二二から二四の二までの一部、三四の一の一部、三四の二から三四の四まで、三四の五から三四の一〇までの一部、三四の一、三五の一の一部、三五の二、三六の一から三七までの一部、三八、三九の一から三九の六まで、四〇の二の一部、四〇の三、四一の一から五一の二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字門田字尾長七〇から七二までの一部、七三から七八まで、七九の一の一部、七九の二から八〇まで、</p>	<p>大字長江字六反田四四一の三、四四二の三、四四二の四、四四三の四から四四三の六まで、四四四の三、四四四の四、四四五の三及びこれらと一体をなす国有地並びに四四五の二から四五〇までと一体をなす国有地、大字長江字菖蒲田四五一の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字長江字中沢五九二の一の一部、五九三の一の一部、五九四の一の一部、五九四の二の一部、五九五の一から五九七の二まで、五九八から六〇一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字長江字西沢のうち六一六の一部、六三六の一部、六三七の一部、六四〇の一部、六四一の一部、六四三の一部、六四四の一部、六四七の一部、六四八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>地並びに大字門田字前田二五〇の一の一部、二五二の一部、二五三の一部、二五六から二五八までの一部及び二六二の一の一部</p>
<p>大字門田字尾長</p>	<p>大字門田字植木三四の一の一部、三四の二から三四の四まで、三四の五から三四の一〇までの一部、三四の一、三五の一、三五の二、三六の一から三七までの一部、三八、三九の一から三九の六まで、四〇の二の一部、四〇の三、四一の一から五一の二まで及びこれらと一体をなす国有地</p>	
<p>大字門田字尾長五四の二の一部、五四の三から六〇まで、六一の一の一部、六一の二、九〇から九二までの一部、九三の二の一部、九四の一部、九六の一部、九七から一三三まで及びこれらと一体をなす国有地、大字門田字小池のうち一四一の一、一四二の一、一四三の三、一五六の一部、一六五の二、一六六の一、一六六の三から一七〇の二まで、一七一の一、一七二の二、一七三の一、一七四の一、一七五の一、一七六の一、一七七の一、一七八から一八九まで、</p>	<p>大字門田字尾長五二の一から五四の一まで、五四の二の一部、六一の一の一部、六二から六九まで、七〇から七二までの一部、七九の一の一部、八一から八四までの一部、八五から八九まで、九〇から九三の二までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>八一から八四までの一部、九三の一から九四までの一部、九五の一、九五の二、九六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字長和田字二ノ小池四五九の一部、四六三の一部、四六六の一から四六七の一までの一部、四六七の二、四六八の一の一部、四六八の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字門 田字小池</p>	<p>一一〇三の一の一部、一一〇三の八の一部、一一〇三の一〇、一一〇四の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字門田字東沢二二九の二、二三〇、二三一の三、二三二の二、二三三の二、二三三の三、二三四の二、二三四の三及びこれらと一体をなす国有地、大字長和田字小池四一二の二の一部、四四四から四四六までの一部、四四七から四四九まで、四五〇の一部、四五一、四五二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字長和田字二ノ小池四五四の一部、四五五、四五六、四五七の一部、四五九の一部、四六二の一部、四六三の一部、四六六の一部、四六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字門 田字西沢</p>	<p>大字長江字戸崎五四七の二の一部、五四七の三の一部、五四八の一部、五四八の一及びこれらと一体をなす国有地、大字長江字東大沢五五一の一の一部、五五二の一、五五二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字門田字小池一七八の一部、大字門田字西沢一九二の一、一九二の二、一九二の三の一部、一九二の五の一部、一九三、一九四、一九五の一部、二〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字門田字東沢二二二の二の一部、二二二の三、二二二の四、二二二の六から二二二の八まで、二二三の一、二三四の一部、二二五から二二八まで、二二九の一の一部、二三一の一、二三一の二、二三二の一、二三三の一、二三四の一、二三五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字門 田字東沢</p>	<p>大字長江字沖代々五一八の一部及び五一九、大字長江字曲り田五二〇の二の一部、五二一の二の一部、五二二、五二三の二の一部、五二四の二の一部、五二五の二の一部、五二六の二の一部、五二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字長江字戸崎五三四から五三六までの一部、五三七から五三九まで、五四一、五四二、五四三の一部、五四四の一部、五四五の一部、五四六から五四七の一まで、五四七の二の一部、五四七の三の一部、五四八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字門田字小池一四一の一、一四二の一の一部、一六五の二の一部、一六八の一部、一六九、一七〇の一、一七一の一、一七二の一、一七三の一、一七四の一、一七五の一、一七六の一、一七七の一、一七八の一部、一八三の一部、一八四の一部、一八五から一八九まで及びこれらと一体をなす国有地、大字門田字西沢一九〇から一九一の一まで、一九二の三の一部、一九二の四、一九二の五の一部、一九五の一部、一九六及びこれらと一体をなす国有地並びに大字門田字東沢二二九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字門 田字前田</p>	<p>大字門田字西沢二〇四の一部、二〇五の一部、二一〇の一部、二一一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字門田字東沢二二二の一部、二二三の一部、二二四から二二八まで、二二九の一部、二三〇の一部、二二二の一、二二二の二の一部、二二二の五、二二三の一部、二二四の一部、二三五の一の一部、二三五の二から二四〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地</p>

	<p>大字長和田字小池</p>	<p>れらと一体をなす国有地、大字門田字前田のうち二五〇の一の一部、二五二の一部、二五三の一部、二五六から二五八までの一部及び二六二の一の一部以外の区域、大字長江字西沢六一六の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字長江字中沢六一五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字長和田 字二ノ小池</p>	<p>大字長和田字大田</p>	<p>大字門田字植木二二から二四の二までの一部、大字長和田字二ノ小池四六六の一の一部、四六七の一の一部、四六八の一の一部、四六九の一から四七〇まで、四七一の一部、四七二の一の一部、四七四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字長和田字大田四七五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字長和田字同道横町四九六の一の一部、四九六の三の一部、四九七から五〇〇の二まで、五〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字長和田 字同道横町</p>	<p>大字長和田字小池</p>	<p>大字長和田字小池四一五の一の一部、四二二の一の一部、四二一の二から四二二の三まで、四二三の一部、四二四の一部、四二五の一から四二五の三まで、四二六の一の一部、四二六の二から四二九の二まで、四三〇の一部、四三一の一、四三一の二、四三二の一部、四三三、四三四から四三六までの一部、四四四から四四六までの一部、四四七から四四九まで、四五〇の一部、四五一、四五二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字長和田字二ノ小池四五四の一部、四五七の一部、四五八、四五九の一部、四六〇、四六一、四六二の一部、四六三の一部、四六四の一から四六五の二まで、四六六の一の一部、四六六の二の一部、四七一の一部、四七二の一の一部、四七三、四七四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字長和田字大田四七五の一部、四七六の一の一部、四七七の一の一部、四七八の一の一部、四七八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

道横町のうち四九六の一部、四九六の三の一部、四九七から五〇〇の二まで、五〇一の一部、五〇六の一部、五〇七の一部、五〇八の一部、五二三の一部、五二四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字門田字植木二の一

大字長和田字同道横町五〇六の一部、五〇七の一部、五〇八の一部、五二三の一部、五二四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字長和田字限田の全域

鳥取県告示第九百七十四号

八頭郡智頭町東宇塚地区入会林野整備組合長萩原大三郎から申請のあつた東宇塚地区入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十年十月三十一日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百七十五号

東伯郡東伯町古長入会林野整備組合長生田和之から申請のあつた古長入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十年十月三十一日認可したので、同法同条第三項の規定

により告示する。

昭和五十年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百七十六号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ二第一項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第十八条の規定により告示する。

昭和五十年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区 域	期 間	面 積
打吹山鳥獣保護区	倉吉市仲ノ町地内の県道本地山倉吉線の終点を起点とし、同点から同県道を東方に進み、市道東町グランド線の起点に至り、同市道を南方及び東方に進み、倉吉市営テニスコートの西詰めから外道山登山コースの山道に至り、同山道を南東及び西方に進み、外道山山頂に至り、同山頂から外道山ハイキングコースを西方に進み、市道余戸谷団地一号線に至り、同市道を北西に進み、市道余戸谷八幡線に至り、同市道を北方に進み、市道鍛冶町	昭和五十年十一月十五日から昭和六十年十一月十四日まで	一五九ヘクタール

一丁目二丁目線に至り、同市道を北東に進み、県道福本打吹停車場線に至り、同県道を東方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域

鳥取県告示第九百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る花見東郷地区第二工区の換地処分

を行ったので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百七十九号

関金町から申請のあつた町営土地改良（仙隠地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百八十号

泊村から申請のあつた村営土地改良（園地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百八十一号

泊村から申請のあつた村営土地改良（五反田地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鏡 三

鳥取県告示第九百八十二号

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十一条第四項の規定により、昭和五十年十二月七日執行する米子境港市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿の土地所有者の部の一部を次のとおり修正したので、同条同項の規定により公告する。

昭和五十年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鏡 三

236	〃	68	片岡 八重	男	大昭	8.11.20
237	〃	33	小清水英雄	男	大昭	31.10.3
236	道楽町二丁目 145		片岡 八重	男	大昭	8.1.20
237	日野町33		小清水英雄	男	大昭	31.10.3
253	〃	68	片岡 長正	男	大昭	34.2.10
254	〃	75	小田 安子	男	大昭	44.3.20

253	道楽町二丁目 145	片岡 長正	男	大昭	34.2.10
254	日野町75	小田 安子	男	大昭	44.3.20

407	安塚市山本野里三丁目白 衛隊団地19-12	古矢 正夫	男	大昭	
-----	--------------------------	-------	---	----	--

407	安塚市山本野里三丁目白 衛隊団地19-12	古矢 光義	男	大昭	4.6.27
-----	--------------------------	-------	---	----	--------

	大阪市南区互尾町一丁目76	谷島 朗憲	男	大昭	23.1.1
--	---------------	-------	---	----	--------

	大阪市南区互尾町一丁目76	谷島 朗憲	男	大昭	23.1.1
417	日野町14	立林 貴太郎	男	大昭	36.10.7

と修正する。